

総行選第148号

平成28年12月26日

各都道府県知事 殿  
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)

第192回国会において成立をみた公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成28年法律第94号。以下「改正法」という。)は、平成28年12月2日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(以下「施行期日政令」という。)及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)が、それぞれ平成28年政令第386号及び第387号をもって、ともに本日公布されました。

今回の最高裁判所裁判官国民審査法施行令の改正は、改正法による最高裁判所裁判官国民審査法の改正に伴い、審査に付される裁判官とならない事由、審査に付される裁判官に関する通知事項、裁判官が退官等した場合における掲示の方法等について、所要の規定の整備を行うことを目的として行われ、改正令は、改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(平成29年1月1日)から施行することとされました。

また、今回の最高裁判所裁判官国民審査法施行令の改正に伴い、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という。)が平成28年総務省令第100号をもって、本日公布され、最高裁判所裁判官審査公報発行規程の一部を改正する件(以下「改正告示」という。)が平成28年中央選挙管理会告示第32号をもって、本日告示され、それぞれ改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(平成29年1月1日)から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令、改正規則及び改正告示を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(以

下「新令」という。)、改正規則による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則(以下「新規則」という。))及び改正告示による改正後の最高裁判所裁判官審査公報発行規程(以下「新告示」という。))の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

## 記

### 第1 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正に伴う事項

#### 1 審査予定裁判官に関する通知事項

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号。以下「法」という。))第4条の2第1項及び第2項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。))に規定する政令で定める事項は、審査予定裁判官の住所、生年月日及び最高裁判所裁判官(以下「裁判官」という。))に任命された年月日(以下「任命年月日」という。))並びに新規則第1条に規定する事項とされたこと。(新令第1条関係)

#### 2 審査予定裁判官が審査に付される裁判官とならない事由

法第5条第3項又は第5項に規定する政令で定める事由は、審査に付されたことがある通知裁判官又は新通知裁判官(直近に付された審査の期日以後引き続き裁判官である者に限る。))が、審査の告示の時ににおいて、直近に付された審査の期日から10年を経過していないこととされたこと。(新令第2条関係)

#### 3 審査に付される裁判官に関する通知事項

法第5条の2第1項に規定する政令で定める事項は、次の(1)から(4)までに掲げる事項とされたこと。(新令第3条関係)

- (1) 審査に付される裁判官の住所、生年月日及び任命年月日
- (2) 法第4条の2第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))に規定する場合(法第14条の2第4項に規定する場合に限る。))には、法第14条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に氏名に変更が生じた者がある旨
- (3) 法第5条第3項に規定する場合(同条第4項に規定する場合を除く。))又は同条第5項に規定する場合には、法第14条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に審査に付される裁判官とな

らなかつた者がある旨

(4) 新規則第2条に規定する事項

4 裁判官が退官等した場合における掲示の方法

法第14条の2第3項(同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による掲示の方法については、次のとおりとされたこと。

(1) 市町村の選挙管理委員会は、新令第3条第2号又は第3号に規定する場合には、法第14条の2第3項の規定による掲示を、審査の告示の日の翌日(法第16条の2第1項ただし書に規定する場合には、審査の期日前7日)から審査の期日の前日までの間、期日前投票所及び不在者投票管理者(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第125条の4に規定する者に限る。(2)において同じ。)の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい適当な箇所にとともに、審査の当日、投票所(共通投票所を含む。(2)において同じ。)内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい適当な箇所にしななければならないものとされたこと。(新令第5条第1項関係)

(2) 市町村の選挙管理委員会は、法第5条の3第1項又は第3項に規定する場合には、法第14条の2第3項の規定による掲示を、法第5条の3第2項又は第3項において準用する法第5条の2第3項の規定による通知を受けた後直ちに、審査の期日の前日までの間(審査の告示の日に当該通知を受けた場合には同日の翌日から審査の期日の前日までの間とし、法第16条の2第1項ただし書に規定する場合において審査の告示の日から審査の期日前8日までの間に当該通知を受けたときは審査の期日前7日から審査の期日の前日までの間とする。)、期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい適当な箇所にとともに、審査の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい適当な箇所にしななければならないものとされたこと。(新令第5条第2項関係)

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、法第14条の2第3項の規定による掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定めるものとされたこと。(新令第5条第3項関係)

5 不在者投票の期間に関する事項

法第16条の2第1項ただし書に規定する場合における市町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う(1)に掲げる行為は審査の期日前7日から審査の期日の前日までの間に行うことができるものとし、市町村の選挙管理委員会の委員長が行う(2)に掲げる行為は審査の告示の日の翌日(同項ただし書に規定する場

合には、審査の期日前7日）以後直ちに行うものとされたこと。（新令第13条関係）

- (1) 公職選挙法施行令第50条第2項若しくは第51条第1項又は同条第2項において準用する同令第50条第4項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求
  - (2) 審査の告示の日（法第16条の2第1項ただし書に規定する場合には、審査の期日前8日）までに公職選挙法施行令第50条第1項若しくは第4項、第59条の4第1項又は第59条の5の4第5項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合における同令第53条第1項第1号若しくは第3号、第59条の4第4項又は第59条の5の4第7項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送
- 6 裁判官が退官等した場合における裁判官の氏名等の掲示の取扱い  
市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第5条の3第3項において準用する法第5条の2第3項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示（法第52条に規定する掲示をいう。）に掲載している当該通知に係る審査に付される裁判官の氏名を変更しなければならないものとされたこと。（新令第20条第2項関係）
- 7 点字投票の投票用紙について、所要の改正が行われたこと。（新令別記様式関係）
- 8 審査の開票録及び審査分会録の様式について、所要の改正が行われたこと（新規則別記関係）
- 9 その他所要の規定の整備がされたこと。

## 第2 施行期日等に関する事項

- 1 改正令、改正規則及び改正告示については、平成29年1月1日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条第1号、施行期日政令及び改正令附則第1項等関係）
- 2 新令、新規則及び新告示（以下「新令等」という。）の規定は、新令等の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、新令等の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正令附則第2項等関係）